

教職員各位

学 長
石 田 朋 靖

新型コロナウイルス蔓延を防ぐための対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症については、国内の複数地域で患者が発生しており、栃木県内においても複数名の罹患者が確認されております。

この現状を踏まえ、本学としての対応を下記のとおりとりまとめましたので、各部局等において周知徹底いただくとともに、各部局等の長は【各部局等の長に求める対応】を、教職員各位は【教職員各自に求める対応】をご確認いただき、各自適切な対応をお願いいたします。

記

【現状】

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国の学校への臨時休校が要請されています。また、令和2年3月10日までの時点で、栃木県内において2名の罹患者が確認されております。
- 政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」によりますと、現時点では、一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染と考えられていますが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがあります。
- 特に、高齢者・基礎疾患をもつ人は、重症化するリスクが高くなります。一方で、罹患しても、人によっては軽症であったり、治癒する例も多いため、気づかないうちに他の人に感染させる可能性があります。

【各部局等の長に求める対応】

- 屋内では十分な換気（一般的には1～2時間毎に5～10分程度）に努めてください。
- 会議等を開催する場合、陪席者の人数を制限する、距離を十分に離すことができる会場を設定する、議題を整理し開催時間を限定する、メール又は持ち回りによって開催する等の対応をしてください。
- 発熱等の風邪症状がみられる場合は出勤しないよう、部局内の教職員に指導してください。
- 年次有給休暇や新型コロナウイルス臨時休業休暇を始めとする特別休暇が取得し易い環境づくりに努めてください。
- 教職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合及び新型コロナウイルス感染症に罹患した者の濃厚接触者等となった場合には、就業規則に基づき「就業の禁止」の措置を講じてください（別紙「新型コロナウイルス感染症に罹患した教職員及び濃厚接触者等となった教職員の就業上の措置について（通知）」のとおり）。

【教職員各自に求める対応】

- 石鹸やアルコール消毒液等による頻繁な手洗い、咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）を徹底してください。
- 当面の間は、不要不急の外出は避けてください。また、人混みは避け、イベント等への参加は極力自粛するよう、お願いします。
- 発熱等の風邪症状が見られるときは、無理せず休暇を取得してください。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。
- 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上（基礎疾患等のある方は 2 日以上）続いたときは、医療機関を受診する前に「帰国者・接触者相談センター」に相談するとともに、以下の①～⑤の内容を総務課労務・安全係宛てに電話又はメールで報告してください。
 - ① 報告日
 - ② 現在の状況
 - ③ 発熱等の風邪症状が現れた日
 - ④ 報告日前 1 ヶ月以内における海外渡航歴の有無（渡航歴がある場合はその期間、国名及び都市名）
 - ⑤ 症状等の現れた日以降における本学関係者との接触の状況（授業、会議等の出席状況を含む）。
- 「帰国者・接触者相談センター」に相談した結果、医療機関を受診した場合は、以下の⑥～⑧の内容を追加で総務課労務・安全係宛てに電話又はメールで報告してください。
 - ⑥ 医療機関受診日
 - ⑦ 受診医療機関名
 - ⑧ 今後の見通し等に係る医師、行政機関等の所見

（なお、これらの情報については、「国立大学法人宇都宮大学個人情報保護規程」に基づき、適正に管理します。）

（参考：帰国者・接触者相談センター）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

※居住地の都道府県の相談センターにご相談ください。

（報告先：総務課・労務・安全係）

mail : roumu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp

電話 : 028-649-5031

以上

問い合わせ先：

総務課労務・安全係

担当：大塚、田村

mail : roumu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp

Tel : 028-649-5031